

定 款

株式会社ウッドワン

2025年6月25日改正

株式会社ウッドワン

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社ウッドワンと称し、英文ではWOOD ONE CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 木製品の製造ならびに販売
2. 建材の製造ならびに販売
3. 住宅設備機器の販売
4. 建設工事および建設工事全般に関する企画、設計、管理、施工
5. 建築物に関する各種申請支援業務
6. コンピュータソフトウェアの設計、開発、販売、賃貸、保守
7. 自然再生可能エネルギーによる発電ならびに売電
8. 不動産の売買ならびに賃貸
9. 山林の経営
10. 倉庫業、貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業、貨物取次事業
11. 美術品の収集、売買
12. 前各号に附帯関連するすべての事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を広島県廿日市市におく。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1) 取締役会
- 2) 監査役
- 3) 監査役会
- 4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、39,367,876株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(新株予約権の無償割当ての決定機関)

第12条 当会社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

2. 当会社は、当会社の買収防衛策の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するに当たっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。
 - 1) 当該買収防衛策に定める非適格者が新株予約権を行使することができないこと
 - 2) 当会社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引換えに当会社の株式を交付することができること
3. 前項における「当会社の買収防衛策」とは、当会社が資金調達または業務提携等の事業目的を主要な目的とせず新株または新株予約権の発行を行うことにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主の共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社の買収防衛策としての新株または新株予約権の発行決議を行う等当会社の買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集地)

第15条 当社の株主総会は、広島県廿日市市において開催する。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議事項)

第18条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、第12条第3項に定義される「当社の買収防衛策」の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議決権の不統一行使の通知)

第21条 株主がその有する議決権を不統一行使する場合は、株主総会の日の3日前までに、不統一行使する旨およびその理由を書面をもって当会社に通知しなければならない。

(議事録)

第22条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第23条 当社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第24条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の5分の3以上の決議をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第25条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、相談役、顧問各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第28条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第30条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第32条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第35条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第36条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第38条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第39条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第41条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第42条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第45条 当社は会社法第427条第1項の規定により会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、4,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第47条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者および信託の受託者に対し剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第48条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者および信託の受託者に対し、会社法第454条第5項による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第49条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払の義務を免れるものとする。